

造林事業請負契約書(案)

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	完了 検査 場所

(注) [()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。]

2 事業期間

自 契約日の翌日

(詳細は、事業内訳書のとおり)

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○×	部分払	回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。
なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。
- ② 請負者は、【素材生産と造林の一括発注の場合】「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ③ 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ④ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ⑤ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。
- ⑥ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

発注者 住所 岩見沢市3条東17丁目34番地

氏名 分任支出負担行為担当官

空知森林管理署長 中村 淳司 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m ³)	作業 仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
幾春別	332 ろ	保育活用	トドマツ	1.07	93	伐採・搬出等	契約締結 日の翌日	R9.2.26		1
幾春別	332 ほ	保育活用	トドマツ	1.00	127	"	"	"		2
幾春別	332 へ	保育活用	トドマツ	14.13	1,810	"	"	"		3
幾春別	332 と	保育活用	トドマツ	1.15	102	"	"	"		4
幾春別	332 ち	保育活用	トドマツ	2.03	177	"	"	"		5
幾春別	332 り	保育活用	トドマツ	5.06	442	"	"	"		6
幾春別	332 め	保育活用	トドマツ	0.88	77	"	"	"		7
幾春別	332 わ	保育活用	トドマツ	0.50	62	"	"	"		8
幾春別	350 ろ	保育活用	トドマツ	3.85	507	"	"	"		9
幾春別	350 は	保育活用	トドマツ	14.43	2,474	"	"	"		10
幾春別	350 に	保育活用	トドマツ	1.40	174	"	"	"		11
幾春別	350 ほ	保育活用	トドマツ	1.30	173	"	"	"		12
幾春別	350 へ	保育活用	トドマツ	0.37	49	"	"	"		13
幾春別	351 ち	保育活用	トドマツ	4.04	718	"	"	"		14
		小計		51.21	6,985					
幾春別	332 は	誘導伐	トドマツ	3.84	2,311	伐採・搬出等	契約締結 日の翌日	R8.11.30		15
幾春別	332 に	誘導伐	トドマツ	2.24	1,239	"	"	"		16
		小計		6.08	3,550					
幾春別	351 は	育成受光伐	カラマツ	5.58	465	伐採・搬出等	契約締結 日の翌日	R9.2.26		17
		小計		5.58	465					
		合計		62.87	11,000					

注: 1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、保護伐、天然林受光伐等と記載する。

2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3. 「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位: m³)を記載する。

4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

大型機械(グラップル等)

事 業 内 訳 書

コンテナ苗植付

事 業 内 訳 書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
幾春別	332 は	新植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ苗)	12.77	3.84	5,760	1	4.00	1.67	1	R8.9.1	R8.11.30	
幾春別	332 に	新植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ苗)	6.33	2.24	3,360	1	4.00	1.67	1	R8.9.1	R8.11.30	
		新植 コンテナ苗植付 計		19.10	6.08	9,120							
		幾春別 計		19.10	6.08	9,120							
合計				19.10	6.08	9,120							

事業地毎の作業条件

林小班		伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅 × 残幅)	林地傾斜	法令制限
332	ろ	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
332	ほ	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
332	へ	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
332	と	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
332	ち	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
332	り	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
332	ぬ	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
332	わ	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
350	ろ	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
350	は	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
350	に	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
350	ほ	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
350	へ	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
351	ち	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林
332	は	40	複層伐	単木	30° 未満	水源かん養保安林
332	に	40	複層伐	単木	30° 未満	水源かん養保安林
351	は	33	列状間伐	4.0m × 8.0m	30° 未満	水源かん養保安林

注: 1. 「伐採方法」欄は、「列状間伐」(帯状を含む。)、「定性間伐」又は「複層伐」等と記載する。

2. 「伐採仕様」欄は、「伐列幅 × 残幅」等を記載する。

3. 「林地傾斜」欄は、「10度未満」、「20度未満」、「30度未満」又は「30度以上」と記載する。

4. 「法令制限」欄は、当該林小班に法令制限の指定がある場合に記載する。

地拵・地表処理(大型機械(グラップル等))プルーフリスト

1/1

7年度空知署【幾春別地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第3号

箇所数 2

面積合計 19.10 6.08

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	面積 更新方法 の区分	面積		刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路			刈払率	haあたり30cm以下 伐根処理		林地 傾斜	通勤距離		
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)				有無	延長 (m)	刈幅 (m)		自動車 (km)	徒步 (km)	徒步 難易			
幾春別	332	は		単層林	新植地拵	12.77	3.84	全刈						100%	100本以上	16~25°	21	0.3	易	
幾春別	332	に		単層林	新植地拵	6.33	2.24	全刈						100%	100本以上	16~25°	22	0.1	易	

コンテナ苗植付プルーフリスト

7年度空知署【幾春別地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第3号

箇所数 2 面積合計 19.10 6.08

本数合計 9,120

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	面積		植生の種類	植栽樹種	植栽本数		苗木運搬距離(km)	苗木小運搬条件		苗木規格	石礫比	林地傾斜	通勤距離			植条数	列間(m)	苗間(m)	
					事業量(ha)	実行面積(ha)			植付総本数(本)	haあたり本数(本)		条件	距離(km)				自動車(km)	徒歩(km)	徒歩難易				
幾春別	332	は		単層林	新植	12.77	3.84	その他(雑草、チシマザサ以外)	トドマツ(コンテナ苗)1号	5,760	1,500	283			50cm以下	35%以下	16~25°	21	0.3	易	1	4.00	1.67
幾春別	332	に		単層林	新植	6.33	2.24	その他(雑草、チシマザサ以外)	トドマツ(コンテナ苗)1号	3,360	1,500	283			50cm以下	35%以下	16~25°	22	0.1	易	1	4.00	1.67

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所						伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m³廻り			ha 当り 資材量	素材生産見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計							N	L	計				
							本数	材積	本数	材積	本数	材積	N	L	計		N	L	計					
幾春別	保育活用	332	ろ			1.07	289	129.26	129	17.87	418	147.13	0.45	0.14	0.35	138	65.0	50.4	84	9	93			
幾春別	誘導伐	332	は			3.84	2,672	3,291.38	1,567	343.66	4,239	3,635.04	1.23	0.22	0.86	947	65.0	50.0	2,139	172	2,311			
幾春別	誘導伐	332	に			2.24	1,432	1,761.88	837	183.93	2,269	1,945.81	1.23	0.22	0.86	869	65.0	51.1	1,145	94	1,239			
幾春別	保育活用	332	ほ			1.00	147	181.29	83	18.92	230	200.21	1.23	0.23	0.87	200	65.1	47.6	118	9	127			
幾春別	保育活用	332	へ			14.13	2,092	2,576.78	1,231	269.04	3,323	2,845.82	1.23	0.22	0.86	201	65.0	50.2	1,675	135	1,810			
幾春別	保育活用	332	と			1.15	315	140.94	140	19.50	455	160.44	0.45	0.14	0.35	140	65.3	51.3	92	10	102			
幾春別	保育活用	332	ち			2.03	551	246.88	248	34.12	799	281.00	0.45	0.14	0.35	138	64.8	49.8	160	17	177			
幾春別	保育活用	332	り			5.06	1,375	614.68	621	84.94	1,996	699.62	0.45	0.14	0.35	138	65.1	49.4	400	42	442			
幾春別	保育活用	332	ぬ			0.88	242	108.43	111	14.98	353	123.41	0.45	0.13	0.35	140	64.6	46.7	70	7	77			
幾春別	保育活用	332	わ			0.50	206	77.23	47	23.88	253	101.11	0.37	0.51	0.40	202	64.7	50.3	50	12	62			
幾春別	保育活用	350	ろ			3.85	1,612	757.64	266	44.18	1,878	801.82	0.47	0.17	0.43	208	64.0	49.8	485	22	507			
幾春別	保育活用	350	は			14.43	2,891	3,264.43	2,499	833.22	5,390	4,097.65	1.13	0.33	0.76	284	63.0	50.0	2,057	417	2,474			
幾春別	保育活用	350	に			1.40	326	195.98	385	97.44	711	293.42	0.60	0.25	0.41	210	63.8	50.3	125	49	174			
幾春別	保育活用	350	ほ			1.30	545	256.11	92	14.95	637	271.06	0.47	0.16	0.43	209	64.8	46.8	166	7	173			
幾春別	保育活用	350	へ			0.37	158	74.17	25	4.31	183	78.48	0.47	0.17	0.43	212	63.4	46.4	47	2	49			
幾春別	育成受光	351	は			5.58	515	505.16	1,793	284.44	2,308	789.60	0.98	0.16	0.34	142	63.9	49.9	323	142	465			
幾春別	保育活用	351	ち			4.04	1,356	817.97	1,591	406.64	2,947	1,224.61	0.60	0.26	0.42	303	63.0	49.9	515	203	718			
合計						62.87	16,724	15,000.21	11,665	2,696.02	28,389	17,696.23	0.90	0.23	0.62	281	64.3	50.0	9,651	1,349	11,000			

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m³廻り			ha 当り 資材量	素材生産見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
		本数	材積	本数	材積	本数	材積												
経常																			
天然受光																			
育成受光	5.58	515	505.16	1,793	284.44	2,308	789.60	0.98	0.16	0.34	142	63.9	49.9	323	142	465			
誘導伐	6.08	4,104	5,053.26	2,404	527.59	6,508	5,580.85	1.23	0.22	0.86	918	65.0	50.4	3,284	266	3,550			
保育活用	51.21	12,105	9,441.79	7,468	1,883.99	19,573	11,325.78	0.78	0.25	0.58	221	64.0	49.9	6,044	941	6,985			
保護伐																			
合計	62.87	16,724	15,000.21	11,665	2,696.02	28,389	17,696.23	0.90	0.23	0.62	281	64.3	50.0	9,651	1,349	11,000			

請負事業作業仕訳書（A）

請負事業作業仕訳書（B）

特記仕様書

7年度空知署【幾春別地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第3号について、下記の事項を定める。

記

1 伐採について

- (1)当該事業地においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
- (2)調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。

2 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明

当該事業地はすべて保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）

3 システム販売

当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。

4 トラック輸送

当該事業から出材される素材については設計図書（位置図）に示している輸送土場まで輸送すること。

5 濁水防止対策

当該事業地の一部については、河川を横断する必要があることから監督職員の指示する箇所に丸太組工を敷設し、事業完了後に撤去すること。

6 既設道の維持修繕・除雪に関する事項

①既設道への敷砂利

設計図書（位置図）に示している、既設道については、次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。

- ① 敷 幅：3mの範囲内
- ② 敷 厚：20cm
- ③ 切込砂利：80mm級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を（部分）完了検査時に提出すること。

※納品書等とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

②除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く。）については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。

7 誤伐防止

誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

8 ナラ枯れ被害拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」(北海道水産林務部林務局森林整備課)に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。

また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。

9 工程管理

(1) 「製品生産事業請負実行管理基準」に定める作業日報は、請負者自らが定め使用する作業日報であり、それとは別に様式2により差業種毎の工程管理用の作業日報を作成すること。なお、当該様式に定める工程管理用の作業日報の内容が網羅されている場合は請負者自ら定め使用する作業日報に置き換えることは可とする。

(2) 事業着手日以降の翌月10日までに様式2「作業日報」により整理した内容を様式3「週集計表」、様式4「月集計表」へ集計し、様式1作業種毎の「月別工程管理表」により提出すること。

※様式1「月別工程管理表」に様式2「作業日報」、様式3「週集計表」を添付し提出すること。但し、様式3「週集計表」は契約後発注官署と調整のうえ省略することは可とする。また、工程管理用の作業日報は別途指示する「生産日報アプリ」による提出に置き換えることも可とする。

10 協定苗木の使用について

植付作業で使用するすべてのコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社谷口精光園 北海道北斗市本町2丁目2番地3 TEL:0138-77-8101	トドマツ	1号 (300cc)	9,120 本

別紙

製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日 契約した 年度〇〇署【△△地区】保全整備（保育間伐・地拵え・植付）
第□号について、下記事項の通り提出いたします。

区分	チェックポイント	チェック	
		はい	該当なし
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>	/
契約書と図面等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>	/
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	/
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	/
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	/
境界の現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>	/
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>	/
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（ある場合）不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>	
支障木の取扱 (裏面)	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>	/
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>	/
作業従事者 下請者への指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか		
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>	/
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input type="checkbox"/>	/
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input type="checkbox"/>	/
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>	/
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>	/
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導しましたか	<input type="checkbox"/>	/
丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と同様のことを指導しましたか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前に監督職員に提出してください。**

監督職員
年 月 日
官職氏名

支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒 支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等 支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左

北海道内におけるナラ枯れ被害木等の 伐採・移動に関する指針

北海道水産林務部林務局森林整備課

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針（令和6年森整第1080号）第3の3(3)アに定めるナラ類等の伐採・移動について、次のとおり定める。

1 目的

近年、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介する病原菌「ナラ菌」により、ナラ類等が集団的に枯死する「ナラ枯れ」が全国的に発生しています。

カシナガは体長5mm程度の虫で、6月～8月頃にナラ類等の幹に入り込みます。カシナガが持ち込むナラ菌が増殖した木の多くは、その年の8月～9月頃には枯死します。

北海道では令和5(2023)年度に初めてナラ枯れが確認され、令和6(2024)年度には、その被害が拡大しており、今後も被害の更なる拡大や長期化が懸念されています。

道では、ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、林業・木材産業関係者の皆様が被害地域等でナラ類等の伐採や移動を行う際に守っていただきたい事項を、留意事項としてとりまとめましたので、対応についてのご協力をお願いします。

2 留意事項

(1) 被害地域でのナラ類等の伐採/処理（被害木）

・被害木は、5月末までに適切に伐採・処理する

*被害木にはカシナガが潜んでいるおそれがあります。6月～9月はカシナガが被害木から羽化・脱出する時期（以下「脱出時期」という。）であり、新たな被害が発生することが懸念されます。

・被害木は、「伐採後速やかに搬出・処理する」など、適切な処理を行う。

*被害木を伐採後に、林内に集積しておくと、カシナガを誘引し、被害拡大につながることが懸念されます。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、被害木の適切な処理方法を「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」として整理・公表しています。マニュアルに沿った処理をお願いします。

・山土場や製材工場土場などの丸太から穿入痕が確認された場合も、被害木同様に扱う。

*山土場や製材工場土場などの丸太に穿入痕が確認された場合、その丸太からカシナガが羽化・脱出し、新たな被害が発生することも懸念されます。

⇒道の処理マニュアルに定める方法に準じ、くん蒸・チップ化・焼却等による処理をお願いします。なお、材の大きさなどの状況により、マニュアルに沿った処理が困難な場合は個別に検討します。また、薬剤を用いた、くん蒸処理後の材の活用の適否は、各実施主体において薬剤メーカーに確認するなど、適切に対応して下さい。

(2) 被害地域でのナラ類等の伐採（未被害木）

・被害地域では、ナラ類等を6月から9月の間は伐採しない

* ナラ類等の伐採や枝払い等を脱出時期に行なうことは、近隣に生息するカシナガを誘引し、被害の拡大につながります。なお、ナラ類等を単木的に除外して施業を行うことが困難な場合は、伐採後速やかに林外に搬出してください。

・未被害木についても、「伐採後速やかに搬出する」など、適切な対応を行う。

* 未被害木でも伐採後に林内に集積しておくとカシナガを誘引し、被害拡大につながることが懸念されますので、特に6月～9月の間は被害地域及び被害監視地域内の林内に集積・保管しないとともに、野外での集積・保管も極力行わないで下さい。

・林外に搬出した材についても、5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行う。

* 林外に搬出した材にカシナガが穿入していた場合、丸太からカシナガが脱出する可能性があることから、脱出時期前の5月末までに焼却等を行うことが望ましいです。

(3) 被害地域から未被害地への移動（被害木、未被害木）

・被害木は移動しない。未被害木であっても極力移動は行わない。

* カシナガの穿入痕は小さく発見しづらく被害の判定が難しいことがあります。未被害木でどうしても移動が必要な場合には、移動前及び移動後にカシナガの穿入痕がないか十分確認して下さい。

・販売者は、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布する（道に写しを提出）

* 被害地域から搬出された材であることや、受入材が被害発生リスクのあることを地域で共有するため、未被害のナラ類等を移動する場合には販売者は受け入れ先に対し、通知書を提出して下さい。また、受け入れ先に対して、脱出時期前の5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行うよう伝達してください。

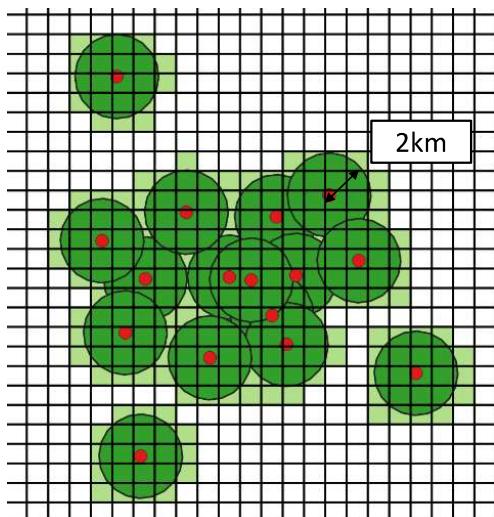
⇒当年度以降の「被害監視区域」を設定する参考としますので、道への通知書（写）提出にもご協力を願います。

<参考>

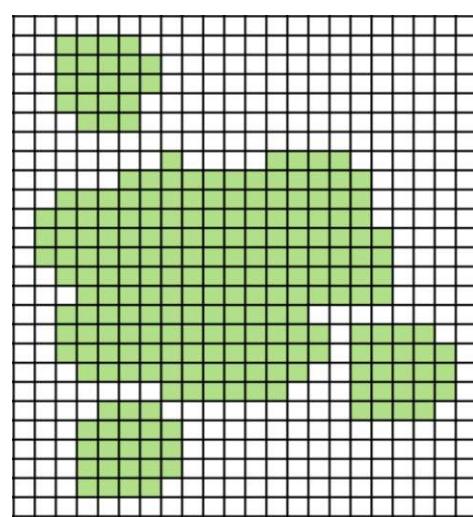
1 被害地域の考え方

【これまで分かっていること】

- ・被害地域内の立木には、カシナガが侵入する可能性がある。
(脱出時期（6～9月）の伐採・搬出には要注意。
被害木の確認された周囲（半径1～2km）での被害には要注意)
- ・伐採後の丸太には、カシナガを誘引する揮発成分がある（被害木でなくても同様）
- ・立ち枯れ木だけでなく、土場の丸太にもカシナガは侵入し、増殖・脱出する



【被害木及び被害木周辺】



【被害地域】

<凡例>

- ・赤点・・・被害木
- ・緑色・・・被害木から半径2kmの円
- ・薄緑色・・・被害地域（半径2kmの円と全部または一部が重なるメッシュ）
- ・白色・・・未被害地
- ・メッシュ・・・国土交通省が公開している1kmメッシュ

○被害地域図作成の手順

(1) 被害地域の作成

被害木から半径2kmの円と重なるメッシュ把握

(2) 被害地域の図示

円及び被害木を消した図を作成・公開

2 各種用語の定義

○ナラ類等

- ・「ミズナラ、コナラ、アカナラ、カシワなどのナラ類やクリ」など、北海道に生育し、ナラ枯れ被害を受ける樹木をいう。なお、ブナは「ナラ枯れ」をうけない

○被害木

- ・カシナガによるナラ枯れの被害木（枯死木、カシナガの穿入が認められる生立木）

○被害地域

- ・前年又は当年に確認された「被害木から半径2kmの円と一部でも重なるメッシュの範囲」。メッシュは国土交通省が公開している1kmを使用。被害地域は毎年度、上空調査の結果を踏まえて変更する。

*被害地域は、被害木の発生状況を踏まえ、適宜更新し、道のホームページで公表

<水産林務部林務局森林整備課 HP> <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/>

<お問い合わせ先>

- ・北海道 水産林務部 林務局 森林整備課
- ・最寄りの（総合）振興局 産業振興部 林務課 森林整備係

ナラ枯れ被害地域におけるナラ類等の伐採・移動通知書

年　月　日

(受け入れ先) 様

(受け入れ先住所)

(木材集積場所の住所)

(受け入れ先電話番号)

(販売者住所)

(販売者氏名)

(販売者連絡先電話番号)

この木材には、ナラ枯れの被害材が混入しているおそれがありますので、「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」に基づき、次のとおり通知します。

記

1 ナラ枯れ被害の監視について

ナラ枯れの被害材が混入していた場合、周囲でナラ枯れが発生する可能性がありますので、本木材を集積する箇所の半径2kmの範囲内にナラ枯れ被害が発生していないか、自主的に被害の監視を行ってください（特に8月～9月にかけて枯死することが多いため、この時期は重点的に監視を行ってください）。

2 ナラ枯れ被害対応

(1)本木材からカシナノナガキクイムシの穿入痕と疑われる痕が見つかった場合

速やかに最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

その後、道や試験研究機関による調査の結果、ナラ枯れ被害材と判定された場合は、被害材の処理が必要となります。処理については、販売者・受け入れ者で協議を行う必要があるので、被害材であることが判明した場合、受け入れ者は速やかに販売者に連絡してください。

(2)集積場所周辺でナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合

ナラが枯死し、木の根元に木くずや糞の混合物（フ拉斯）が堆積している場合や、幹に穿入した痕跡がある場合などナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合は、速やかに最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

【注意】

- 販売者は、本通知書の写しを北海道水産林務部林務局森林整備課に提出してください。
< FAX : 011-232-1297 メール : suirin.shinsei2@pref.hokkaido.lg.jp >
- また、販売者は受け入れ者から被害材であることが判明した旨の連絡があった場合、伐採が行われた位置（市町村や林小班など）がわかる情報の提供にも協力してください。
*伐採地のわかる書類を通知毎に整理しておくと、連絡後の確認が容易です。
例：合法性証明として活用できる書類（「伐採及び伐採後の造林の届出書」や
「森林管理署等と交わした売買契約書」など）の写しを通知と併せて保管
- 販売者が新たな受け入れ先に通知を行う際には、本通知書に、
 - 「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」
 - 「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」
 - 「ナラ枯れ周知用パンフレット（ナラ枯れかも！！情報提供にご協力ください）」を添付し、ナラ枯れ被害の注意喚起をしてください
(北海道水産林務部林務局森林整備課のホームページから入手できます)
- 「木材集積場所住所」には販売者が把握している集積場所（荷下ろしを行う工場土場等）を記載してください。複数の場所に荷下ろし・集積する場合は全て記載してください。
受け入れ者が集積場所を移動した場合、受け入れ者は移動先で監視を行ってください。

作業種	保育間伐(活用型)
主間伐別	間伐(列状)

月別工程管理表

令和 年 月 日 每月提出

宛て

契約事業名 事業期間 実事業期間 事業体名 受注形態(単独・共同)	作業種 契約内訳 請負生産予定期 生産量(実績)	保育間伐(活用型) 誘導伐 育成受光伐 天然林受光伐	計	0
				0
請負者名 (単体受注の場合代表者欄記載) (※共同事業体の場合記載)	代表者 ※構成員 ※構成員 ※構成員	構成員数 所在地 所在地 所在地	社 進捗率	事業地 までの 大凡通 勤平均 時間
				分 分 分 分

作業工程 実 働 日(日)	前月末累計		-1月		-1月末累計		生産性 A/B (m³/人日)
	実行量 (m³)	人工数 (人日)	実行量 (m³)	人工数 (人日)	実行量 A(m³)	人工数 B(人日)	
		日		日		日	
伐 倒	チェーンソー						
	フェラーバンチャ						
	ハーベスタ						
木寄せ (グラップル等)							
集 材	グラップル(積込)						
	フォワーダー						
造 材	ハーベスタ						
	プロセッサ						
	チェーンソー						
巻立て (グラップル)							
形量品質検知・査検知・層積検知							
森林作業道作設・修繕							
引込線作設・修繕(砂利敷を含む)							
機械搬入・搬出							
踏 査(表示、幅出し等)							
打合せ							
運材・輸送(トラック)							
その他(○○)							
その他(○○)							
その他(○○)							
その他(○○)							
計		0	0			0	
生産性							

注1 セルにのみ入力

注2 その他(○○)には、具体的用語を記載するとともに適宜行を追加することとする。

作業日報(班)

共同事業体の場合は、それぞれの構成員により週集計表まで作成し、月集計表において合算

年月日	令和	年	月	日	()	【必要事項の記載(メモ)】	
天候		当日従事者数		人			
作業箇所	国有林			林小班 外 1			
作業種	主間伐別			伐採方法			
具体的な伐採方法	例: 帯状Om伐採Om残し						

※同日に複数作業種(主間伐別)を稼働させている場合、集計を別様とし整理すること。但し、人工林の育成受光伐は保育間伐活用型と一体で整理して構わない。

(作業者及び作業時間)

作業工程	作業者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計 (時間)	備考		
		(作業量)	(機械等)	※具体的な機種名を記載 例: フラーバンチャザウルス								
伐倒	チェーンソー	0	本	m³								
	フェラーバンチャ	0	本	m³								
	ハーベスター	0	本	m³								
木寄せ(グラップル等)		0	約	m³								
集材	グラップル(積込)	0	約	m³								
	フォワーダー	0	約	m³								
造材	ハーベスター	0	約	m³								
	プロセッサ	0	約	m³								
	チェーンソー	0	約	m³								
巻立て(グラップル)		0	約	m³								
形量品質検知・査検知・層積検知		0		m³								
森林作業道作設・修繕		0		m³								
引込線作設・修繕(砂利敷を含む)		0		m³								
機械搬入・搬出		0		m³								
踏査(表示、幅出し等)		0		m³								
打合せ		0										
運材・輸送(トラック)		0	約	m³								
その他(○○)		0										
その他(○○)		0										
その他(○○)		0										
その他(○○)		0										
計(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0			

※その他の作業種で人工計上の必要がある場合は適宜行を追加すること。

監督員の指示事項等	
-----------	--

注1: セルにのみ入力

注2: その他(○○)には、具体的な用務を記載

週集計表(班)

週	月 第	週	(令和 年 0 月 ~ 日)
作業箇所	国有林	林小班 外	箇所 作業種 主間伐別

(作業時間集計)

作業工程 作業者・ 作業員人數	月	火	水	木	金	土	日	計 (時間)	作業量 (m³)
	月	日	名	名	名	名	名		
	名	名	名	名	名	名	名		
伐倒	チーンソー							0	約 m³
	フェラーバンチャ							0	約 m³
	ハーベスタ							0	約 m³
木寄せ (グラップル等)								0	約 m³
集材	グラップル(積込)							0	約 m³
	フォワーダー							0	約 m³
造材	ハーベスタ							0	約 m³
	プロセッサ							0	約 m³
	チーンソー							0	約 m³
巻立て (グラップル)								0	約 m³
形量品質検知・査検知・層積検知								0	約 m³
森林作業道作設・修繕								0	約 m
引込線作設・修繕(砂利敷を含む)								0	約 m
機械搬入・搬出								0	
踏査(表示、幅出し等)								0	
打合せ								0	
運材・輸送(トラック)								0	
その他(○○)								0	
その他(○○)								0	
その他(○○)								0	
その他(○○)								0	
計 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 セルにのみ入力

注2 その他(○○)には、具体的用語を記載するとともに行が不足する場合は適宜行の追加をすること。

(様式4/事業体用)

作業種									
主間伐別									
月集計表(班)									
契約事業名: ○年度○○署【○○地区】保全整備(保育間伐等)第○号					事業体情報				
予定生産量	保育間伐(m ³)	誘導伐(m ³)	育成受光伐(m ³)	天然林受光伐(m ³)	合計(m ³)	事業体名			
当月予定量					0	会社所在地	町(市)	通勤時間	約
当月末累計予定量					0				
当月実行量					0	受注形態(単独・共同)		構成員数	社
当月末実行量累計					0				
当月進捗率						※構成員(当該事業体名)			
累計進捗率									

※共同事業体の場合は記載

週別 実稼働日		1日の平均 実稼働時間					計 (時間) (a)	人工 数 (人日) (A)=a/実 稼働時間	作業 量 (m ³) (B)	生産 性 (m ³ /人日) (B/A)		
		第1週		第2週		第3週					第4週	第5週
		~	~	~	~	~					~	
日	日	日	日	日	日	日						
作業工程	チェーンソー											
伐倒	フェラーバンチャ											
	ハーベスタ											
木寄せ(グラップル等)												
集材	グラップル(積込)											
	フォワーダー											
造材	ハーベスタ											
	プロセッサ											
	チェーンソー											
巻立て(グラップル)												
形量品質検知・査検知・層積検知												
森林作業道作設・修繕												
引込線作設・修繕(砂利敷を含む)												
機械搬入・搬出												
踏査(表示、幅出し等)												
打合せ												
運材・輸送(トラック)												
その他(OO)												
その他(OO)												
その他(OO)												
その他(OO)												
計(時間)												

注1 セルにのみ入力

注2 その他(OO)には、具体的用語を記載するとともに適宜行を追加することとする。

月別生産計画

事業名 7年度空知署【幾春別地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第3号

事業期間　自 契約締結日の翌日 令和9年2月26日

事業場所 332林班3小班外

契約数量 11,000 m³